⑶　免許規則別表第六号の七の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項（法第27条の32第１項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、免許規則別表第三号の七の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項）

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第４条第１号から第３号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	１　免許人等の氏名又は名称（注１） ２　住所（注２） ３　無線局の種別 ４　無線局の目的及び通信事項（注３） ５　無線設備の設置場所（注４）(注５) ６　電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅（注６） ７　空中線電力 ８　適合表示無線設備の番号（注７） ９　開設している無線局の数（注８）

注１　氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の15第３項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

［２～４　略］

５　既設電気通信業務用基地局の場合にあつては、原則として都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

６　［略］

７　［略］

８　［略］

別表第二号の三の二　開設指針の制定の申出の様式（第21条の２関係）

開設指針制定申出書

年　　月　　日

総　務　大　臣　殿

申　出　人（注１）
住　　所
氏　　名
代表者氏名

電波法第27条の13第１項の規定に基づき、下記のとおり特定基地局の開設指針を制定すべきことを申し出ます。

記

１　特定基地局が使用する周波数

２　特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲及びその使用する周波数

３　通信系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期

４　電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの

５　特定基地局の電波の有効利用の程度の見込み

⑶　免許規則別表第六号の七の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項（法第27条の29第１項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、免許規則別表第三号の七の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項）

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第４条第１号から第３号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	１　免許人等の氏名又は名称（注１） ２　住所（注２） ３　無線局の種別 ４　無線局の目的及び通信事項（注３） ５　無線設備の設置場所（注４） ６　電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅（注５） ７　空中線電力 ８　適合表示無線設備の番号（注６） ９　開設している無線局の数（注７）

注１　氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の14第３項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

［２～４　同左］

［新設］

５　［同左］

６　［同左］

７　［同左］

［新設］